

JA えひめ未来で年金のお受け取りを予約された組合員さん限定

年金予約定期貯金

定期1年ものの店頭表示利率に

金利 年 **0.05%** を
上乗せします。

契約期間：1年～5年

お預入金額：30万円以上1,000万円以下

対象：当JAに年金のお受取を予約頂いた方、新規のお預け入れに限ります。

年金のお受け取りは(特典は情勢等により変更致します。)
特典いっぱいのJAえひめ未来で!

その1 各種イベント

その2

新規(金融機関の指定替えを含む)で
年金受取のお手続きの際にもれなく
ギフトカードプレゼント♪

その3 年金相談窓口 <無料>

その4 グラウンドゴルフ大会

手続き
かんたん!

JAは地域のみなさま、どなたでもお気軽にご利用いただけます。

詳しくは最寄りの各支所までお問い合わせください。

| | | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 本所 ☎34-0856 | 川東支所 ☎46-1888 | 上部東支所 ☎41-0823 | 上部西支所 ☎41-0821 |
| 西条中央支所 ☎56-1800 | 西条川西支所 ☎56-3770 | 西条川東支所 ☎56-5111 | |



JAえひめ未来
JA EHIME MIRAI

『年金予約定期貯金』商品概要説明書

2025年4月1日現在

| | |
|--|---|
| 1.商品名 | ・スーパー定期貯金（単利型）（愛称：年金予約定期貯金） |
| 2.ご利用いただける方 | ・個人のみ（ただし当JAで年金受給の予約を頂いた方で年金受給予定日が契約日から5年以内の方で組合員に限る） |
| 3.期間 | ・1年・2年・3年・4年・5年 ※年金お受取日以降に満期日が到来するよう契約期間を設定させていただきます。 ※本商品は自動継続での取り扱いはできません。 |
| 4.預入方法 （1）預入方法 （2）預入形態 （3）預入金額 （4）預入単位 | ・一括預入 ・証書のみ ・お一人様30万円以上1,000万円まで ※ニューマネーに限る。 ・1万円単位 |
| 5.払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 6.利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法 | ・預入時のスーパー定期貯金（1年）の店頭表示利率に年0.05%（税引後0.039%）を上乗せした利率（約定利率）を満期日まで適用します。 ・満期時において、当JAでの公的年金のお受け取りが確認できること。 ・上記の確認ができない場合は、上乗せ金利を適用せず、預入日に遡って預入日時点のスーパー定期貯金（1年）の店頭表示利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭表示金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。 または窓口でお問い合わせください。 |
| 7.手数料 | — |
| 8.付加できる特約事項 | ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 |
| 9.中途解約時の取扱い | ・やむを得ず満期日前に解約する場合は、預入期間にかかわらず解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。 |
| 10.貯金保険制度 （公的制度） | ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ・苦情処理措置／本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融共済部貯金課（電話：0897-37-1003）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置／外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） |
| 12.その他参考となる事項 | ・本商品は年金の予約口座開設店以外でのお取扱いはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 ・この定期貯金は他のキャンペーンとしてのお取り扱いはできません。 ・金融情勢等により途中で変更または終了することがあります。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAえひめ未来